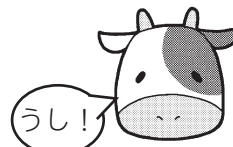
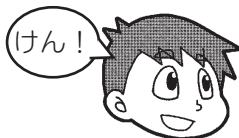


学ぼう権利！ 使おう権利！⑧

～『休憩時間』って、そもそも？～



気仙支部青年部では、超勤実態調査（赤手帳づけ）の結果をもとに、釜石支部の青年部員と一緒に実態討論をしたそうだよ。その中で、「休憩時間は休めている？」が1つの話題になったんだ。でも、「子どもがいる間は休めない」「給食を食べて、5分程休んだらすぐ仕事」というのが実態だったそうだよ。

「休憩時間」は、「職員の疲労回復のために勤務時間から解放される時間」として法律で定められているの。

労働基準法第34条 （下線部分は、「休憩時間」3原則）

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
2. 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。
*ただし、教職員は職務の特殊性から「一斉に与えないことができる」こととなっています。（「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第6条等で規定）→私たち岩教組は一斉に取ることを要求しています。
3. 使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

労働が続けて行われると、疲労の度合いが倍加され、肉体的疲労、精神的疲労、そして慢性的疲労の原因となるの。そのために、勤務時間の途中に適切な休憩時間をとって疲労回復することは教職員の健康を維持するうえで不可欠なことなの。

でも、学校職場では休憩時間を短縮して子どもたちの活動時間を確保しようとするのも多いよね。多忙に拍車をかける一つの原因になってるよ。

休憩時間は仕事の手を休めることが基本。多くの企業等では、仕事の効率が下がったり、事故が起きたりしないように、働く人をしっかり休ませているの。学校職場であっても、ゆっくりお茶を飲んだり、同僚とあれこれ話をしたりしてリラックスする時間を過ごすことが大事。分会会議を開いて、話をすることもできる時間なんだよ。

昼休み時間は子どもたちにとっては「何をしてもいい自由な時間」。日課表に45分の昼休み時間が確保されていることで、子どもたちも教職員もいきいきと学習や仕事をすることができる。新年度を迎えるにあたって、「休憩時間」の取り方について分会・職場で話し合う必要があるウッシ！

あなたの周りの仲間は大丈夫ですか？

2014年度の現職死亡者は2月末現在で8人です。常態化した超過勤務は、正常な思考を妨げ、体調が悪いことでさえ気付かなくなっている人がいます。生涯、元気でイキイキと働くために、もう一度周りの仲間と、そして自分自身の働き方を見直してみませんか？